



令和7年2月17日
総合政策局地域交通課

岩手県県央部・沿岸部間にて、バス事業者と鉄道事業者間の共同経営がスタートします **～JR 乗車券類で、並行するバス路線の乗車が可能となり、乗車機会が拡大～**

国土交通省は、本年1月22日付で申請のあった「岩手県県央部・沿岸部間における共同経営計画」に基づく共同経営について、本日、独占禁止法特例法に基づく認可を行いました。

- 国土交通省は、令和7年1月22日付で、岩手県北自動車株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社から申請のあった「岩手県県央部・沿岸部間における共同経営計画」に基づく共同経営について、本日、独占禁止法特例法（令和2年法律第32号）に基づく認可を行いました。
- 本共同経営の内容は、岩手県県央部・沿岸部間において、令和7年4月1日より、JR山田線の盛岡駅－宮古駅間（上盛岡駅、山岸駅、上米内駅を除く）に並行して運行する岩手県北自動車の「106バス」路線について、JR乗車券類での乗車を可能とするものです。
- これにより、地域公共交通サービスの実質的な運行本数増加や待ち時間の短縮などの利便性向上が図られるほか、利便性向上に伴う利用者の増加等による経営基盤の強化が期待されます。
- 国土交通省においては、引き続き、独占禁止法特例法及び関連制度の周知・円滑な運用に努めてまいります。

＜計画本体資料はこちらをご覧ください＞

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000153.html

＜問合せ先＞

国土交通省 総合政策局 地域交通課 伊賀本、黒田、藤後

TEL : 03-5253-8111 (内線 54-808、54-819) 03-5253-8987 (直通)



岩手県県央部・沿岸部間における共同経営計画

- 岩手県県央部・沿岸部（JR山田線盛岡駅－宮古駅間）における公共交通利用者の利便性を維持・確保するため、岩手県北自動車(株)と東日本旅客鉄道(株)が連携して、JR山田線に並行して運行するバス路線のJR乗車券類による利用を内容とする共同経営を行う。

取組の内容

- JR乗車券類による共通利用

- ・JR山田線の盛岡駅－宮古駅間（上盛岡駅、山岸駅、上米内駅を除く）に並行して運行する岩手県北バスの「106バス」について、JR乗車券類による乗降が可能。
- ・JR東日本が、JR乗車券類で「106バス」を利用した人数の実績に基づき、事業者間で定めた金額を岩手県北バスに支払う。

取組の主体

岩手県北自動車株式会社（岩手県北バス）

東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）

取組の期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

取組の目標

- ・交通モードの枠を超えた交通事業者間の連携により、実質的な運行本数の増加を実現。
- ・地域旅客サービスの利便性を維持しつつ、収益性の改善を図り、持続可能性の高い地域交通の構築を目指す。

対象区域

岩手県北バス	106特急・急行（盛岡～宮古線） 盛岡駅前～宮古駅前間
JR東日本	盛岡～宮古（上盛岡駅、山岸駅、上米内駅を除く）各駅相互間



【取組イメージ】

①JR乗車券類で岩手県北バスの利用が可能

共同経営開始前

JR乗車券類



共同経営開始後

JR乗車券類



②通し運賃の適用

共同経営開始前



初乗り運賃が必要

共同経営開始後



初乗り運賃が不要